

一般社団法人 STEPS for Children 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 STEPS for Children と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、イベントの開催等の手段を用いて日本・世界の子供たちを支援する団体の啓蒙や支援活動と、日本におけるチャリティやボランティアに対するマイナスイメージを払拭することを目的とする。

② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 日本・世界の子供たちを支援する NPO 団体や一般社団法人等の啓蒙活動
2. 日本・世界の子供たちを支援する NPO 団体や一般社団法人等への寄付等による金銭的支援
3. チャリティイベント「チャリティダンスマラソンーチャリダンー」の企画・運営
4. 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために適当と認められる事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県大和市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行なう。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人に次の会員を置く。

(ア) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人

(イ) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(ウ) 一般会員 当法人が行うイベントに参加するために入会した個人

② 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

③ 前々項の正会員、賛助会員と一般会員を総称して会員と呼ぶ。

(入 会)

第6条 当法人の成立後会員となるには、代表理事の承認を得なければならない。

(正会員名簿)

第7条 当法人は、正会員の氏名及び住所を記載した正会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって法人法上の社員名簿とする。

② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第8条 正会員は、次に掲げる事由によって退会する。

(ア) 正会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(イ) 死亡

(ウ) 除名

② 正会員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第9条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により会長がこれを招集する。会長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により副会長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議 長)

第10条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第12条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第13条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(決議及び報告の省略)

第14条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- ② 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第15条 当法人の理事の員数は、3人以上とする。

(理事の資格)

第16条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第17条 当法人の理事の選任は、社員総会に出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(役員の制限)

第18条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(代表理事)

第19条 当法人に会長1人、副会長1人以上を置き、それぞれ理事の過半数をもって選定する。

- ② 会長は、代表理事とする。

- ③ 副会長は、理事の中から選任するものとする。
- ④ 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
- ⑤ 副会長は会長を補佐し、会長があらかじめ定めた順位により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行なう。ただし、残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな会長を選定するものとする。

（理事の任期）

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第5章 計 算

（事業年度）

第21条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の不分配）

第22条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

第6章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第23条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解散）

第24条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第25条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第26条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県大和市桜森三丁目5番10号メルヴェーユ桜森506 親川 雄介

神奈川県横浜市青葉区たちばな台2丁目3番39号 佐藤 薫

千葉県船橋市前原西4丁目3番35号アイコーポ東船橋204 橋本 奈那

(設立時役員)

第28条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事兼設立時代表理事(会長)

神奈川県大和市桜森三丁目5番10号メルヴェーユ桜森506 親川 雄介

設立時理事(副会長)

神奈川県横浜市青葉区たちばな台2丁目3番39号 佐藤 薫

設立時理事(副会長)

千葉県船橋市前原西4丁目3番35号アイコーポ東船橋204 橋本 奈那

(定款に定めのない事項)

第29条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 STEPS for Children を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に署名(又は記名)押印する。

令和3年5月28日

設立時社員 親川 雄介 (印)

設立時社員 佐藤 薫 (印)

設立時社員 橋本 奈那 (印)